

令和8年2月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和8年2月10日 火曜日 午後3時00分から午後3時42分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター 研修室

3 出席委員 (27人)

会 長 15番 江原 宏昭

農業委員	1番	尾古 礼隆	9番	小谷 恵
	2番	佐伯 守	10番	岡田 浩司
	3番	前田 繁昌	11番	森田 博文
	5番	安藤 幹雄	12番	濱田 巖
	6番	矢田 考志	13番	米澤 誠一
	7番	山下 一郎	14番	遠藤 幸子
	8番	中川 勝彦		

推進委員	1番	小原 啓一	8番	戸野 悦宏
	2番	高見 昭久	10番	吉野 徹
	3番	永岡 幸光	11番	青木 尚
	4番	福永 博昭	12番	上田 陽介
	5番	山崎 拓司	13番	椎木 知奈美
	6番	河村 富士夫	14番	野口 浩義
	7番	高虫 秀樹		

4 欠席委員 (3名) (農委4番 石原 文義、推委9番 二宮 聖貴、
推委15番 山根 章司)

5 議事録署名委員の決定 (11番 森田 博文、12番 濱田 巖)

6 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用
集積等促進計画案について

7 報告事項

(1) 賃貸借の解約について

(2) その他

8 その他

(1) 定例会の日程について

(2) その他

9 農業委員会事務局職員

局 長	徳 永 貴
主 幹	坂 田 真 寛
主 幹	西 川 援
事務補助員	山根江利子

10 会議の概要

事務局 それでは、議長よろしく申し上げます。

議長 【議長挨拶】
・ 時候挨拶。
・ 衆議院議員選挙について。

議長 本日の欠席届が出ております。農業委員4番委員さん、それから推進委員9番委員さん、今連絡入ってますけれど、推進委員の15番さんが少し遅れるっちゅうことで連絡が入っています。

 そういうことで、現在出席は今回は成立するようになっていきますので、進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

 続きまして議事録署名人の決定ですけれど、11番委員さん、それから12番委員さんをお願いしたいと思っております。

議長 続きまして、会務報告です。質問があれば挙手をお願いします。

事務局 【会務報告】
(1月 9日) ・ 定例農業委員会について。
(1月14日) ・ 鳥取県農業委員会女性協議会第2回研修会について。
(1月15日) ・ 名和地区農業相談日について。相談件数3件あり。
(1月22日) ・ 農業経営改善計画審査委員会について。
(2月 4日) ・ 西部地区会長協議会現地視察研修会について。
(2月 5日) ・ 市町村農業委員会事務局研修会について。

議長 ありがとうございます。
何か、質問等がございましたら。
それでは、ないようですので議案の審議に入ります。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり許可申請がありましたので審議を求めます。

 1ページをご覧ください。

 譲渡人・譲受人等は議案に記載のとおりですので、大字・地目・面積・譲渡事由のほうを説明させていただきます。

 番号11、〇〇、畑1筆、1, 216㎡。売買で売買価格は全体で※円になります。

 本申請は、農地を手放したい譲渡人が譲受人と協議をされまして今回取得さ

れることになったものです。取得農地では、芝を作付けされる予定です。

番号12、〇〇、畑1筆、2,013㎡。売買で売買価格は全体で※円になります。

本申請は、平成23年から利用権設定で譲受人が耕作をされていた農地で、今回の貸し借りが切れるタイミングに合わせて取得されることになったものです。取得農地ではブルーベリーを作付けされる予定です。

番号13、〇〇、畑1筆、408㎡。売買で売買価格は全体で※円になります。

本申請は、農地を手放したい譲渡人が隣接の農地を耕作する譲受人と協議をされまして、今回取得されることになったものです。取得農地では野菜を作付けされる予定です。

いずれも、農地法第3条の許可要件であります「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」「地域との調和要件」を全て満たしていると考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

はい。ありがとうございました。

それでは、ここで現地確認の報告をお願いします。

番号11番、13番を推委7番委員さん。12番を農委10番委員さんからお願いします。

11番のほうからよろしく申し上げます。

推委7番委員

すみません。午前中に現地を確認してまいりました。推委2番委員と農委10番委員と、あと事務局とで回ってまいりました。

皆さんもご存じのとおり、この雪のせいで圃場全体は見えませんでした。

まず11番です。事務局のほうで、降雪前の写真を撮ってくださりまして、その写真を確認したところ、芝が植わったというふうに思われましたので、一応写真確認というかたちでさせていただきました。

続きまして13番ですが、ここはちょうど◇◇◇◇◇◇◇◇の作業場の真ん前、9号線との間の場所です。隣の圃場ですよね、畑が荒れているのが気になるからということで、□□さんのほうから1回連絡がありまして、見に行きましたが確かに荒れ取りました。

それを買わせてもらって、自分できれいにするからということで連絡を私も受けております。

現地を見ましたけども、以前私が見たときはセイタカアワダチソウが山ほど立ってましたが、それも無く、きれいに写真のほうも草は刈ってあるのは確認しましたので、手をかけておられるということで問題はないんじゃないかと思えます。以上です。

議長

農委10番委員さん、お願いします。

農委10番委員

はい。10番です。

午前中に推委7番委員、推委2番委員、事務局と現地に行ってきました。白銀の世界で、きれいな景色だったんで問題ないと思えます。

譲受人から以前相談があったときに、ブルーベリーをやりたいということで、この春から全て植え替えして新しい苗を植えていきたいという相談はありましたので、その時に一度見てみたけど、きれいに管理してるなと思ってましたので問題ないと思います。

議長

はい、ありがとうございました。

それでは質問のある方は挙手をお願いします。

それでは、ないようですので原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員挙手ということで、多数により許可することに決定をいたします。

議長

続きまして議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局

はい。2ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。次のとおり、許可申請がありましたので審議を求めます。

番号3番です。

譲渡人・譲受人については記載のとおりで、駐車場の設置を目的とするものでございます。個人から会社へ賃貸借権の設定を行います。

場所ですけれども、3ページの位置図をご覧ください。◎◎◎◎◎◎から●●方面へ約1キロほど上がっていった、集落内にある農地となります。

農地区分ですが、第1種農地にも第3種農地にも該当せず、宅地に囲まれた小集団の生産力の高くない農地であるため、第2種農地となります。

地域計画や農振、土地改良区の受益地には入っておりません。

許可根拠としましては「代替地なし」となります。

まず、駐車場を必要とする理由について説明いたします。

事業所と申請地は、3ページの位置図のとおり位置関係になります。

現在の事業所の駐車状況については、4ページの左側の図をご覧ください。

従業員の入れ替わりがあるので増減はあるものの従業員数は微増傾向ということで、現在は二十数名おられるということです。来客も含めまして、図のように車庫と倉庫、それから事務所周りのスペースに駐車をしている状況でございます。

スペースに余裕がなく込み合っている状況のため、従業員から駐車場整備の要望が度々出ていたというふうに聞いております。

申請者としてしましては、敷地内事故発生リスク軽減にも繋がるため駐車場の整備を検討した結果、ページの右側に土地利用計画図を載せておりますが、県道から事業所へ入っていく道のすぐの場所を出入口としまして、事務所周りの12台分を図のように駐車できるようにしたいと計画をされました。

以上のような理由から、候補地として「道路に面しており、事務所にも近く」

という条件で事務所周辺の土地を複数検討されましたが、耕作中で断られたり等もありまして、最終的に本申請地を選定されました。

続いて排水計画ですが、5ページをご覧ください。

駐車場は全面、アスファルト舗装を行います。

1パーセントの勾配をつけ、凡例にある「雨水の流れ」のとおり、隣接する水路へ流す計画となっております。

なお、水路のほうは青線であるため、放流については役場建設課のほうに相談しており調整済みとなっております。

添付書類としまして、事業実施可能な残高証明や隣接耕作者同意を得ており、計画面積及び被害防除計画も適切であることから、転用の確実性や周辺農地への影響は特に問題はないと判断をしております。

説明については以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

はい。それでは、ここで現地確認をされてますので、農委10番委員さん、よろしくお願いいたします。

農委10番委員 はい。10番です。

ここは前々から□□さんのほうから相談がありまして、日中とか行くと確かに事務所周りに車の止め場が無くて困っているところだったので、代替地のほうはこちらのほうに選ばれたと思います。雪のないときに見たときも管理されてましたので、何の問題もないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、何か質問のある方は挙手をお願いします。

(農委7番委員、挙手)

はい。農委7番委員さん。

農委7番委員 先ほど事務局からの説明で、賃貸借での転用申請ということでございましたけども、ちなみに何年間ぐらいの賃貸借権が予定されているのか分かれば教えてください。

事務局

はい。期間としましては、永年というふうになっております。

農委7番委員

永年。

事務局

期間ですね、期間としては永年ということで記載がございます。

農委7番委員

今、永年って言われました。永久に貸し借りということですか。

事務局

はい。

農委7番委員

賃貸借の場合には、永年はできないっていうのがちょっと何回か前の委員会のときにあったと思うんですけども。

それはちょっと民法的に何だかっていう話が以前出てましたけども、最長50年だかって。永年っていう契約はできないのではないですか。

事務局

はい。ちょっと、契約書のほうを確認させていただきたいと思うので、ちょっと確認の時間をいただきまして、後ほど回答させていただけたらと思います。

議長

すみません。都合によりまして休憩させていただきたいということです。

しばらく休憩させていただきます。

(15時20分～15時25分休憩)

議長 再開します。

事務局 失礼しました。

契約期間は1年間で、そこから更新をしていくということで確認が取れました。

議長 農委7番さん、よろしいでしょうか。

農委7番委員 1年間の契約で、双方異議がなければ以後ってということで、ずっと継続するような契約なのかな。

事務局 はい。期間は1年間で、特に異議がなければ自動更新をしていくということでございます。

農委7番委員 そういった部分で、良ければ。

ただの1年だったら舗装までして、また農地に戻すのは大変だなあと思ったのでのことでした。

議長 はい。よろしいでしょうか。

他に何か質問等がございましたら。

それでは質問がないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手ということで、承認することに決定をいたします。

議長 続きまして議案第3号、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは6ページをご覧ください。

議案第3号、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について。

荒廃農地の発生解消状況に関する調査に基づき、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された下記の土地について、農地法第2条第1項の適用を受けない土地であることの可否について議決を求めます。

今年度、6月23日に農地パトロールがスタートしました。9月24日からは農地として再生が困難と思われる土地については現地確認を行い、委員の皆様には大変お世話になりました。

その後、土地所有者等へは利用の状況や意向について確認を行いまして、もう再生して耕作出来ない等の確認が取れた土地については、農林水産課及び土地改良区へ情報提供のうえ、農地除外の可否の確認を行いました。

そして最終的な非農地の判断ということで、6ページから8ページまでの計75筆について、議案に上程させていただきました。

非農地判断の対象地としてまとめたものを、8ページに集計表として付けております。

今年度につきましては、登記地目が「田」について、23筆、面積にして16,921㎡。登記地目が「畑」について、47筆、面積が42,096㎡。「その他」と記載がございますが、登記地目が田や畑でないもの、例えば山林とかですけれども、それが5筆、面積にしまして7,329㎡です。ということで、合計が75筆の66,346㎡となっております。

今後の予定としましては、所有者等へ非農地通知を送付します。

また、関係機関にも情報提供を行います。

自然的に農地でなくなったものについては、税務課を経由して、職権で法務局へ地目変更の申出を行います。

それ以外につきましては、ご自身で地目の変更を行うよう通知に記載して案内するという流れになります。

説明については以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、質問のある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。

それではないようですので、原案のとおり、非農地にすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数により、非農地にすることに決定をいたします。

議長

続きまして、議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について、事務局の説明をお願いします。

事務局

はい。議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について。次のとおり、照会がありましたので意見を求めます。(詳細；議案に明記)

そのほか詳細については議案に記載のとおりですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、はじめに議事参与となっている19番から22番、53番から58番、120番から122番、132番から136番、163番から164番、181番から184番、192番を除いた番号を審議します。

質問のある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。挙手多数により承認することに決定をいたします。

議長

続きまして、議事参与の審議を行います。

推委7番委員さん、よろしく申し上げます。

(推委7番委員、議事参与の制限のため退室)

それでは、これから19番から22番、132番から136番、181番から184番、192番を審議します。

質問のある方は挙手をお願いします。

よろしいですか。

それではないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございます。

挙手多数により承認することに決定をいたします。

(推委7番委員、入室)

議長

それでは農委10番委員さん、よろしく申し上げます。

(農委10番委員、議事参与の制限のため退室)

はい。それではこれから53番から58番、163番から164番を審議します。

質問のある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。

それではないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。挙手多数により承認することに決定をいたします。

(農委10番委員、入室)

議長

続きまして推委1番委員さん。

(推委1番委員、議事参与の制限のため退室)

それでは続きまして、120番から122番を審議します。

質問のある方は挙手をお願いします。

はい。ないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。挙手多数により承認することに決定をいたします。

(推委1番委員、入室)

議長

それでは続きまして報告事項になりますが、16ページから19ページは、農地法第18条第6項の規定による通知書についてですので、ご覧いただき確認をお願いします。

議長 それでは続きまして、3月の定例農業委員会の日程について、協議したいと思います。

 3月の定例会は、3月10日、火曜日の午後3時から同じく中山農村環境改善センターで行いたいと思います。

 現地の確認当番は、農委8番委員さん、農委2番委員さん、推委14番委員さんです。よろしく申し上げます。

議長 続きまして事務局より、申し上げます。

事務局 【その他】

- ・令和8年度農作業標準労働賃金協定表について。
- ・農地の賃借料情報（令和7年分）について。
- ・農地の固定資産税の軽減について。
- ・令和8年度農業相談日について。

議長 それでは、なければ以上をもちまして、定例農業委員会を閉会させていただきます。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 江原 宏昭

議事録署名委員 森田 博文

議事録署名委員 濱田 巖

：備考 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約を行い掲載しております